

安全就業通信

令和 5年 5月 11日 発行
第 84 号
公益社団法人高槻市シルバー人材センター
安全就業委員会

ヘルメット
を着用しよう

時間に余裕を
もった運転で！

無理な追越し
はやめよう！

危険！
バイク・自転車の
すり抜け運転



自転車の二人乗り
2万円以下の罰金
または料料

スピードを
控えよう！

一時停止違反

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

やめよう！
無謀運転

やめよう！ すり抜け運転 ストップ

● 前号（第 83 号）記載後に発生した会員事故の概要

事故発生日	種類	性別	年齢	事故の内容
1/25	傷害	男	69	自転車で就業先に向かう途中、道路が凍結していた為、右側に転倒し、右肩を骨折。



【 令和 4 年度 月別会員事故発生件数 】

() は前年度

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
傷害	3	0	0	4	1	0	1	1	0	1	0	0	11(8)
賠償	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4(5)
合計	4	1	1	4	1	0	2	1	0	1	0	0	15(13)

【 年度別 平成 23 年度～令和 4 年度 会員事故発生件数 】

年度別	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2年	3年	4年	平均
傷害	5	6	6	5	4	7	15	9	20	13	8	11	9.08
賠償	6	2	5	4	5	12	8	10	5	11	5	4	6.42
合計	11	8	11	9	9	19	23	19	25	24	13	15	15.50



令和 4 年度の会員事故は傷害が 11 件、賠償が 4 件、合計 15 件で年間平均事故件数と同数になりました。

その中で転倒事故が 6 件、その内の 4 件が自転車の転倒で、入院が 17 日と 53 日という大きな事故が 2 件ありました。ヘルメットをかぶっていたら、このような大事故には至



らなかったのではないかと考えられます。自転車に乗る時には、ヘルメットをかぶるように心がけてください。

